

## 交通安全教育に関する訓令の解釈、運用等について（通達）

〔 制定 平成20.12.1 例規交企第37号 〕

〔 京都府警察本部長から各部長、各所属長あて 〕

### 1 目的（訓令第1条関係）

公安委員会が行う交通安全教育については、従来、主として交通巡視員が交通安全教育指針（平成10年国家公安委員会告示第15号）及び交通巡視員に関する訓令（平成7年京都府警察本部訓令第14号）のほか、一般通達、教養資料等に基づいて実施してきたところであるが、交通巡視員の警察官への身分切替え等に伴い、交通安全教育の推進体制を確立するとともに、交通安全教育を行う警察職員の育成などを定めることにより、効果的かつ適切な交通安全教育の推進を図ろうとするものである。

### 2 交通安全教育の意義（訓令第4条関係）

「交通安全教育」という用語は、従来、幅広く使用されていたことから、公安委員会が行う交通安全教育の意義について定めたものである。

### 3 交通安全教育を行う警察職員の心構え（訓令第6条関係）

交通安全教育を行う警察職員の心構えは、交通安全教育指針に示されている「交通安全教育を行う者の基本的な心構え」を要約したもので、具体的には次に掲げる事項に留意する必要がある。

(1) 交通安全教育が道路交通の安全を確保するための重要な手段であること及び交通安全に関する施策全体における交通安全教育の位置付けや役割を理解するとともに、達成目標等を十分に把握した上で、交通安全教育を実施すること。

(2) 交通安全教育のカリキュラムの策定及び指導事項の選定については、年齢、主な通行の態様、業務の態様等の交通安全教育を受ける者（以下「受講者」という。）の特性に応じたものにするとともに、地域の道路及び交通の状況、実施時期、天候等に配慮すること。

(3) 交通ルール及び交通マナーが定められている理由を具体的に示し、これらを守らない場合の危険及び周囲の人への迷惑について具体的に説明するなど、受講者の理解を深めるよう努めること。

(4) 受講者自らが考えることにより教育の内容を理解できるように教育手法を工夫するとともに、常に受講者の習得の程度を把握しながら交通安全教育を進めるよう配慮すること。

(5) 受講者が、安全に道路を通行するために必要な技能及び知識を体験に基づいて習得し、その必要性を理解できるようにするため、参加・体験・実践型の教育手法を積極的に活用すること。

なお、一般に「参加型」とは、受講者自らの意志を反映する機会を備えたもので、室内外を問わず自発的な発言等の機会のあるもの、「体験型」とは、受講者が実際に身をもって経験する機会を備えたもの、「実践型」とは、受講者が、自らの考えを実際に行動に移し、自発的に一定の行動パターンを習得する機会を備えたものと定義できるが、実際にはそれぞれが複合する場合も多いことから、交通安全教育の実施に当たっては、受講者の年齢、通行の態様、交通安全教育の実施場所等に応じて様々な工夫をすることが望ましい。

(6) 受講者に対するアンケートの実施、受講者及び未受講者の交通事故発生状況の比較等によ

り、交通安全教育の効果を確認し、必要に応じて教育の方法、利用する教材等を見直すなど、常に効果的な交通安全教育が実施できるようにすること。

(7) 交通事故の発生状況の推移、道路交通に関する制度改正の動向等について情報収集を常に行い、必要に応じて交通安全教育の内容を見直すこと。

(8) 交通事故の被害者等が抱える身体的、精神的、経済的な苦悩の実態を踏まえ、交通死被害者の会等による講演の開催や手記の活用により、「同じような被害者を出さない、加害者をも出さない。」という機運を醸成するような心に響く交通安全教育に努めること。

(9) 交通安全教育の実施に関して知り得た受講者の自動車の運転に関する経歴等の取扱いについては、プライバシーの保護の観点から十分な注意を払うこと。

(10) 交通安全教育を行う他の機関・団体に対して、交通安全教育に関する情報提供を積極的に行うとともに、その求めに応じて交通安全教育資機材を貸与するなどの協力を努めること。

#### 4 交通安全教育指導員（訓令第8条関係）

交通安全教育を行うに当たっては、前記3に掲げる事項に留意する必要があるなど、交通安全教育に係る専門的な知識及び技能（以下「専門的能力」という。）が不可欠であることから、専門的能力の向上を図るため、平素から交通安全教育を行う者に対する計画的かつ体系的な教養を行う必要がある。

しかし、専門的能力については、画一的な教養によっては習得が困難なものがあるため、交通安全教育の実務経験が豊富で教育手法等に優れていると認められる警察官を交通安全教育指導員に指定し、伝承教養を推進することとしたものである。

#### 5 交通安全教育主任者（訓令第9条関係）

(1) 交通安全教育主任者には、交通安全教育に従事する警察職員をまれなく指定すること。

(2) 交通安全教育主任者は、管内の交通実態を反映した合理的な交通安全教育実施計画を作成するとともに、当該計画の下で綿密に諸準備を行うものとする。

#### 6 交通安全教育の方法（訓令第11条関係）

(1) 交通安全教育の概念は広く、その対象や方法も一律でないことから、公安委員会が行う交通安全教育の基本的な方法を定めたものである。

(2) 「研修会」は、地域交通安全活動推進委員等の交通安全活動を行うボランティア及び自治体、小学校、中学校、高等学校、幼稚園、保育所その他の関係機関・団体の主体的な取組みを促進するとともに、交通安全指導者の育成を図る必要があることから、交通安全教育の方法の一つとして位置付けたものである。

(3) 「自動車、自転車等の安全運転競技会の開催」には、地方公共団体その他の機関・団体への警察職員の派遣、情報の提供、助言、指導等の開催準備の事務を含むものとする。

(4) 「各種団体等の会議」とは、年代に応じた交通安全教育をより効果的かつ適切に推進するため、府、市町村の行政区、警察署の管轄区域、交番の所管区、学区等ごとに設立された交通安全教育団体が参加して行う協議・連絡調整の場をいう。

(5) 「交通安全クラブ」とは、一定の地域又は学校、幼稚園、保育所、職域において、幼児、児童、婦人、高齢者等といった対象ごとに、相互の交通安全意識を高めるための情報交換等を行うために結成されたグループをいう。

(6) 「その他交通安全指導官が認める交通安全教育の方法」とは、交通情勢等に付随して必要

となる新たな手法をいう。

#### 7 各種警察活動における交通安全教育（訓令第12条関係）

警察職員は、各種警察活動において、交通安全教育を実施する場合は、次に掲げる事項に配慮するものとする。

- (1) 高齢者については、その人口の割合が年々増加しており、身体的機能の低下等に伴い、交通事故の増加要因が顕在化していることを、子供については、心身の未発達等から交通事故の要因が予測できないことを考慮すること。
- (2) 道路上等において、高齢者や子供の危険な行為を認めた場合は、積極的に一声かけて交通事故防止について指導すること。
- (3) 高齢者には外出時の、児童や幼児には通学・通園時又は道路上での交通事故防止を指導すること。

なお、高齢者や児童、幼児のいる家庭における交通安全教育が効果的に行われるように、その家族や保護者に対しても積極的に指導すること。

#### 8 集中運用（訓令第13条関係）

- (1) 交通安全教育主任者の集中運用は、警察本部において、府内全域を対象とした大規模な交通安全教育を行う場合のほか、専門的能力の向上を図る上で体験的に交通安全教育主任者を参加させることが望ましいと認められるときに行うものとする。
- (2) 交通安全教育主任者の集中運用に関する事務は、交通企画課長が行うものとする。

#### 9 交通安全教育資機材の活用等（訓令第14条関係）

交通企画課長及び警察署長は、交通安全教育を行う警部補又は巡査部長の階級にある者のうちから交通安全教育資機材保管責任者を指名するものとする。